

「仙台市内の路上生活者に関する一考察」

青木康弘（仙台夜まわりグループ理事）

厚生労働省は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(以下、『ホームレス自立支援法』という)」における施策の一つとして、毎年1月に全国ホームレス概数調査を実施している(2019年は1月16日に実施済み)。別表でも明らかな通り、全国のホームレス数は、調査開始の2003年以来、毎年右肩下がりに減少している。実際、2019年に25,296人だった総数は、2012年に1万人を切り、2018年の調査では4,977人と、約5分の1となっている。例えば、大阪市は2003年調査で6,603人だったが、2018年は1,023人と、約5分の1に減少、東京23区は5,927人が1,098人、名古屋市に至っては1,788人が167人と17分の1に激減している。これは、2002年8月に施行された「ホームレス自立支援法」に基づく官民協働の諸施策によって、多くの路上生活者が自律を果たして来た結果と言えよう。

ところが、仙台市のホームレス数は、2003年203人から2018年96人と、減少割合が2分1にとどまっている。特に2011年の東日本大震災以降、現在に至るまで、100人前後を推移しており、2018年1月の概数調査結果では、政令指定都市(東京23区を加えて21都市)のうち、7番目の多さとなっている。仙台市には、大阪、名古屋、東京、神奈川等の所謂「飯場」が存在しない。また、冬の過酷さはこれらの都市と比べものにならないほどである。それなのに、なぜ仙台市のホームレス数は減少しないのだろうか(しかも、毎年50名近い当事者が職を得たり、居宅を確保したりして自律を果たしているにも拘らず)。

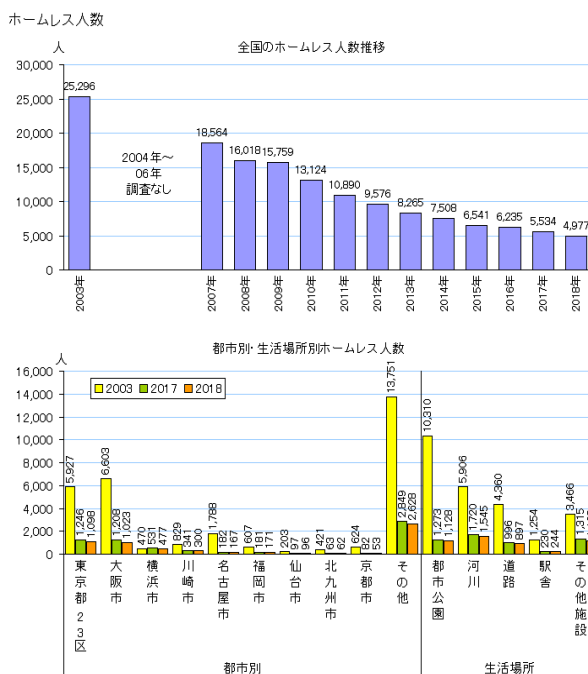
その原因の一つとして考えられるのは、東日本大震災以降、復興関連の職を求め、全国各地から流入してきた人たちが、ホームレス状態に陥ってしまうことが多いということだ。2013年以降、仙台夜まわりグループの支援活動の際に、毎月実施しているホームレスへのアンケート調査結果では、全体の約40パーセントが、「他都道府県から復興関連の職を求めて宮城・仙台に来た」と答えている。さらに、2014年以降は、福島県内で除染作業に従事していた人たちが、職と住まいを失い、仙台市に流入しているという事実も明らかになった。(中略) 直近の調査では、仙台市内のネットカフェ長期滞在者、車上生活者数は、それぞれ20名前後で推移している。特に、ネットカフェ長期滞在者は、若年女性の割合が高いことが明らかになっている。ホームレス概数調査にカウントされない(ネットカフェ長期滞在者、車上生活者等不安定住居の人たちはその数に入っていない)境界線のところで呻吟している人たちと、いかにつながり、支援施策を提案していけるかが、今後の課題となるのであろう。(中略)

これまで19年間の支援活動を通して約2,000人のホームレスと出会い、関係を深めるなかで実感しているのは、路上は社会が抱える矛盾を映し出す鏡、あらゆる社会問題の坩堝であるということだ。仙台夜まわりグループが活動を開始した2000年当時、仙台市内に300人近くいたであろうホームレスには、一つのパターンがあった。それは、東北各県出身の男性で(女性の数は全体の5パーセントを推移してきた)、若い頃に東京や大阪などの大都市で就職し、働いてきたにも拘らず、年を重ねて職を失い、やむなく生まれ故郷の東北に戻るといったものである。ところが、2008年のリーマンショック以降、昨日まで問題なく過ごしていた人たちが、突然生活が破綻してしまうという出来事が多発した。勤めていた会社が倒産して生活が成り立たなくなった、家やマンションのローンが支払えなくなって一家が離散した、借金返済のために借金を繰り返して多重債務に陥ってしまった、などの経済的な問題で路上生活に陥ってしまう

方々との出会いが急増したのである。そして、2011年に発生した東日本大震災後は、前述したように、震災復興関連の仕事を求め、北は北海道から南は奄美大島まで日本全国から多くの人たちが東北に集まり、就労したものの雇用止めに遭って職と住まいを同時に失うという方々が多く見られた。(中略) そのような意味で、ホームレス状態に陥るのを、「自己責任」の一言だけで済ますことはできない。国の経済政策の誤り、富の一極集中、自然災害における政治の無策、「自己責任論」「弱者切捨て論」の横行、公的セーフティーネットの脆弱さ、それらホームレスを生み出し続ける構造的な矛盾を看破していかねばならないのだ。(中略) さらに、都会と地方の置かれた状況が異なるからこそ、その地特有の課題に適応していけるような法体系の整備、運用が必要不可欠になってくる。(中略)

私たちは人生において、失業、債務、離婚、病気、老い、親の介護等、数々の問題に直面する。その度に自力で、あるいは家族や周囲の助けを得たりしてなんとか乗り切ろうとするはずだ。その繰り返しが私たちの人生だと思う。しかしそれら問題が、同時に複数起こったり、家族らの助けを借りても如何ともし難い場合、畢竟、生活破綻に陥り、路上生活を余儀なくされることになる。私にも、あなたにも、誰にもその可能性があるということだ。だからこそ、一人でも切り捨てられることのない社会の仕組み作りが今、求められている (後略)

(講演「仙台市内路上分析」より一部抜粋)



(注) 全市区町村における目視による複数調査(1月)の結果。ホームレスの定義は「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」(「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号))。都市は2018年の人数の多い順、50人以上8位までの都市。その他には都市以外を含む。

(資料) 厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査結果」